

令和6年度第3回西尾市介護保険地域密着型サービス運営委員会議事概要

開催日 令和7年2月17日（月）午後1時30分から午後2時15分

場 所 西尾市役所2階 21会議室（防災会議室）

議事概要

- 出席委員：中澤委員、日高委員、稲垣委員、藤田ひさの委員、藤田正之委員、
加藤委員、瀧本委員、西岡委員、飯塚委員、高松委員、鈴木委員
欠席委員：筒井委員、池田委員、前田委員
傍聴者：なし

2. 議題1 地域密着型通所介護事業所の新規指定について（^{マイ ウェルネス}My Wellness）

質問①：介護サービス事業所が開催する運営推進会議について、概ね6か月に1度開催しなければならないとあるが、基準はあるのか。

回 答：介護サービスの種別によって、介護保険法で定められております。グループホームは概ね2か月に1回。デイサービスも概ね6か月に1回と、国が基準を定めております。

質問②：カフェスペースについて、利用者のみ利用可能なのか、それとも近隣住民の方も利用できるスペースなのか。飲み物を提供するにあたり、保健所の許可は取っているのか。

回 答：利用者のみ利用可能です。また、飲食に関しては保健所に確認するよう伝えてあります。

質問③：3階建ての建物なので、2階3階フロアも利用者は使用するのか。また、利用しないのであれば、立ち入らないように、何か策はあるのか。

回 答：1階スペースのみの利用です。2階3階は職員の休憩スペースと合わせて、新たに2階部分に居宅介護支援事業所を立ち上げる予定と話を伺っています。また、2階3階フロアに立ち入らないように、柵の設置と対策を講じる予定です。

質問④：基準適否表の「サービス提供時間帯の、生活相談員が勤務している時間数の合計数を、サービス提供時間数で除した数が1以上とならなければならない」とあるが、専門用語になるので、あまり理解ができない。分かり易く教えてほしい。

回 答：サービス提供時間帯に生活相談員を1名以上配置しなければいけないという基準です。指定予定事業所については、指定申請書類にて基準を満たしている事を確認済みです。

質問⑤： 1 単位目、2 単位目とサービス提供時間が決まっているが、1 単位目、2 単位目を通して利用する事は可能か。

回 答： 指定予定事業所については、単位数を分けての運用を想定していますので、通しての利用は出来ません。

意 見： 第9期西尾市高齢者福祉計画介護保険事業計画との整合性について、地域密着型サービスの整備目標範囲内なので、問題は無いかと思います。

意 見： また、今回の新規事業所の母体となる法人は、結構評判がいいサービスをやっているので、新規事業所も資料を見る限りでは適切にやってくれると思っています。

質問⑥： 市内の運営実態の無い事業所が、次の第10期の事業計画内に含まれるのか。

回 答： 事前に実態調査を行い次の事業所数の計画にどう反映させるかは事務局で精査していきます。

3. その他

次回の運営委員会は6月の開催を予定しておりますが、新規開設予定等の議題がなければ開催はしません。開催の有無については市からご連絡させていただきますので、よろしくお願いします。

以 上